公益財団法人高橋松之助記念顕彰財団 役員及び評議員の報酬に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人高橋松之助記念顕彰財団(以下「本財団」という。)定 款第14条及び第30条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬に関し必要な事項を定め ることを目的とする。

(定義等)

- 第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
 - (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
 - (2) 常勤の理事とは、理事のうち、本財団を主たる勤務場所とする者をいう。
 - (3) 非常勤の理事とは、常勤の理事以外の理事をいう。
 - (4) 評議員とは、定款第11条に基づき置かれる者をいう。
 - (5) 報酬とは、職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。

(報酬の支給)

第3条 理事、監事及び評議員の報酬は無報酬とする。ただし、常勤の理事には、その職 務遂行の対価として報酬を支給することができる。

(報酬の額の決定)

第 4 条 常勤の理事に対して支給する報酬の額は、年総額500万円の範囲内において、 理事長が理事会の承認を受けて決定するものとする。

(支給の方法)

第5条 前条で決定された金額は、毎月1回、金融機関の振込により支給する。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する 法律第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改正)

第7条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

附則

この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 4 条の公益認定を受けた日から施行する。